

流山市総合教育会議傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、流山市総合教育会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第6条の規定により、流山市総合教育会議（以下「教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 教育会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿（別記様式）に所定の事項を記入し、係員の指示に従い指定の傍聴席に着席しなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、教育会議の開会時刻の20分前から10分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は、教育会議の開催場所の入口の前とする。

3 傍聴人の定員は、教育会議の開催場所の規模等を勘案して市長が定める。

4 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

6 前3項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって市長が認めるものは、教育会議を傍聴できるものとする。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（1） 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2） 笛、ラッパ、太鼓、拡声器等を携帯している者

（3） 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を携帯している者

（4） 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用又は携帯している者

（5） 写真機、撮影機、録音機等を携帯している者。ただし、第6条の規定により市長の許可を受けた者を除く。

（6） 酒気を帯びていると認められる者

（7） 前各号に掲げる者のほか、教育会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認めた者

（傍聴人への配布資料）

第4条 傍聴人には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他市長が必要と認める資料を配布するものとする。

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1） 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

（2） 私語、談話、拍手等をしないこと。

（3） 飲食又は喫煙をしないこと。

（4） みだりに傍聴席を離れないこと。

